

## 米子市上下水道局水道事業工事現場代理人の常駐の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市上下水道局建設工事執行規程（平成17年米子市水道局管理規程第29号）の規定により読み替えて準用する米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号）第32条第3項の規定による現場代理人の常駐義務適用を緩和し、複数の工事を兼任する場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の兼任)

第2条 米子市上下水道局が発注した2以上の工事（米子市上下水道局があらかじめ入札公告、入札通知又は見積依頼通知において指定したものに限る。以下「2以上の工事」という。）を受注しようとする者は、当該工事のうち、一の工事の予定価格が1,200万円未満である場合は、当該一の工事の現場代理人を、次の各号のいずれかの工事（当該一の工事を監督する米子市上下水道局の課と同一の課が監督するものに限る。）の現場代理人と兼任させることができる。ただし、米子市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が工事の内容、緊急性等を考慮し、現場代理人を兼任させることが適当でないと判断する場合は、この限りでない。

(1) 予定価格が1,200万円未満の工事

(2) 前号に掲げる工事及び予定価格が130万円以下の工事

(3) 予定価格が2,500万円未満の工事（それぞれの工事の現場が近接（現場間の距離が道路延長で500メートル以内をいう。）している場合に限る。）

2 前項の規定により1人の現場代理人が兼任することができる工事の件数は、2件（同項第2号に掲げる場合は、3件）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、工事を請負った者（以下「請負者」とい

う。)は、同一の工事において主任技術者と現場代理人とを兼ねる者を、他の工事の現場代理人として兼任させることができない。

- 4 第1項の規定に定める工事が、上下水道局からすでに発注されているものについては、予定価格を請負額と読み替えるものとする。

(手続)

第3条 2以上の工事を受注する者は、前条の規定により現場代理人を兼任させることができる工事（以下「対象工事」という。）において現場代理人を兼任させようとするときは管理者に対し、その旨を届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出は、次の各号の掲げる入札又は契約の区分に応じ、当該各号に定める時期に行わなければならない。

(1) 現場代理人重複届（別紙様式第1号の1）

- ・工事希望型指名競争入札 入札への参加を表明する時
- ・公募型指名競争入札 入札への参加を表明する時

(2) 現場代理人兼任届（別記様式第1号の2）

- ・指名競争入札（前項の入札を含む）及び随意契約 請負契約を締結する日まで。

(現場代理人の兼任の解除)

第4条 現場代理人の兼任は、現場代理人が一方の工事現場を離れている時に請書者が負うべき当該工事現場に係る義務を免除するものではない。

- 2 管理者は、現場代理人が兼任している対象工事の施工中において、安全管理、工程管理等の観点から、その兼任を継続することが適当でないと認めたときは、当該対象工事の請負者に対して改善を求め、なお改善されていないと認めるときは、当該対象工事について現場代理人の兼任を解除させることができる。

- 3 管理者は、前項の規定により現場代理人の兼任を解除させることとし

たときは、当該対象工事の請負者に対し、その旨を通知するものとする。

- 4 請負者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、対象工事に現場代理人を常駐させなければならない。

(対象工事の現場における施工管理)

第5条 請負者は、現場代理人を兼任させたことにより対象工事の現場において安全管理の不徹底に起因する事故等が発生しないよう、工事現場における安全管理及び工程管理について、一層配慮しなければならない。

第6条 請負者は、工事の変更により第2条第1項に定める限度額を超過することとなった場合、管理者に進捗状況等を速やかに報告することとし、管理者が認めた場合に限り、現場代理人の兼任を継続することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成26年4月1日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に当該公告、当該通知をした入札又は当該見積依頼をしたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成27年4月1日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見

積依頼を行うものから適用し、同日前に当該公告、当該通知をした入札又は当該見積依頼をしたものについては、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成28年10月1日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に当該公告、当該通知をした入札又は当該見積依頼をしたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は平成30年4月1日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に当該公告、当該通知をした入札又は当該見積依頼をしたものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は令和7年4月1日以後に一般競争入札の公告、指名競争入札の参加者の指名の通知をする競争入札又は随意契約の見積依頼を行うものから適用し、同日前に当該公告、当該通知をした入札又は当該見積依頼をしたものについては、なお従前の例による。

現場代理人兼任届

兼任する現場代理人の氏名

|                                                                                                                  |               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 新たに從事しようとする工事                                                                                                  |               |
| 工事番号及び工事件名                                                                                                       | No.           |
| 予定価格（消費税込み）                                                                                                      | 円             |
| 工期                                                                                                               | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 主任技術者の氏名                                                                                                         |               |
| 2 兼任する現場代理人が現在從事している工事                                                                                           |               |
| 工事番号及び工事件名                                                                                                       | No.           |
| 請負金額（消費税込み）                                                                                                      | 円             |
| 工期                                                                                                               | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 主任技術者の氏名                                                                                                         |               |
| 3 兼任する現場代理人が現在從事している工事                                                                                           |               |
| 工事番号及び工事件名                                                                                                       | No.           |
| 請負金額（消費税込み）                                                                                                      | 円             |
| 工期                                                                                                               |               |
| 主任技術者の氏名                                                                                                         |               |
| 上記のとおり、現場代理人の兼任について届け出ます。<br><br>年 月 日<br><br>米子市上下水道事業管理者 様<br><br>工事受注者 （所在地）<br><br>（名 称）<br><br>（代表者の役職及び氏名） |               |